

令和5年第9回定例会（会議録）

開催日	令和5年9月20日（水）
開催場所	あま市役所 2階 F会議室
開催時間	午後2時00分～午後4時21分
出席委員	溝口正己、小笠原英司、吉川孝子、 笹野奈津子、近藤真司
欠席委員	なし
出席者	教育長 他事務局職員8名
傍聴人	0人
議事日程	日程第1 教育長開会のあいさつ 日程第2 前回会議録の承認 日程第3 教育長の経過報告 日程第4 議案第54号 小学校の給食時間の座席配置に関する請願について 議案第55号 あま市小中学校あり方課題別検討委員会要綱の新設について 議案第56号 あま市美和図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について 議案第57号 後援申請について 議案第58号 あま市内教職員人事案件について（非公開） 議案第59号 指定学校変更申請について（審議）（非公開） 議案第60号 外国人の就学に係る在籍学年変更について（審議）（非公開） 議案第61号 適応指導教室の入室について（非公開） 議案第62号 就学援助費の受給審査について（審議）（非公開） 日程第5 その他 • 私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するためにあま市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書について • あま市小中学校児童生徒用モバイルルータ等貸出要綱の新設について（報告） • あま市小中学校修学旅行事業等補助金交付要綱の一部改正について（報告） • 令和6年度あま市美和図書館館内整理日の承認について（報告） • あま市七宝公民館及び甚目寺公民館の閉館時間の変更について（報告） • 令和5年度「全国学力・学習状況調査」の結果について（報告）

(非公開)

- ・就学援助費の受給審査について（報告）（非公開）
- ・特別支援教育就学奨励費の受給審査について（報告）（非公開）
- ・通級児童生徒の入退級願について（報告）（非公開）
- ・あま市内教職員人事案件について（報告）（非公開）
- ・生徒指導（令和5年7・8月）について（報告）（非公開）

発言者	議事の大要
	【開会時刻：午後2時00分】
教育長	(開会宣言)
	日程1、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教育長	日程2、前回会議録の承認
	前回の会議録を承認願います。
委員全員	(会議録に署名)
教育長	日程3、教育長の経過を報告する。 (令和5年8月10日～令和5年9月20日の経過を報告)
	市教育委員会関係 6回
	教育長用務 3回
	教育総務課事業 1回
	学校教育課事業 5回
	生涯学習課事業 1回
	スポーツ課事業 8回
	学校給食センター課事業 0回
	市行事 13回
	市議会関係 7回
	今後の予定
教育長	(質疑等を許可)
委員	先日の報道で、運動場のクギ調査の件がありましたが、あま市は実施しましたか。
スポーツ課長	報道後すぐの8月上旬に市内14か所のグランド等やゲートボール場を調査しました。その結果、405本のペグ等の目印となる釘状のものが埋められていることが確認できました。対応としては、目視又は手で触る又は金属探知機も使用して確認し、地表に出でていたり、多少表面を削って地表に出てくる又はひっかかるものについては、抜く又は打ち込んで地表に出てこないようにする措置を既に行いまし

	た。
	あわせて、ペグ等を埋めているのは、利用している団体等であると思われることから、それら団体等に必要なペグ等について図面にして8月末までに提出するよう依頼しました。今後は、スポーツ課の方で危険性の低いペグ等を用意して、当該団体等に埋め変えていただくよう依頼する予定をしています。
	年内を目途に作業を完了したいと考えています。
	また、今後は由来の分からないペグ等については、スポーツ課で抜く作業を進めて行く予定です。
委 員	小中学校のグランドは調査しましたか。
教 育 次 長	小中学校のグランドも調査をしました。
	具体的な数は、今資料を持ち合わせていませんが、いくつかの学校で埋められているペグ等が見つかりましたので、それらは全て抜くよう指示をしました。
委 員	ケガが無いように必要な措置をとってください。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程4、議案 4件公開 5件非公開
教 育 長	議案第54号「小学校の給食時間の座席配置に関する請願について」事務局から概要の説明をお願いします。
学校教育課長	安田慶二郎氏から「小学校の給食時間の座席配置に関する請願」が提出され、令和5年9月1日に受理しました。
	請願の趣旨は、あま市内の公立小学校における給食時間の座席配置を、令和2年3月以前の座席配置に戻すように、あま市教育委員会から小学校へ周知することを求めるものです。
	請願の理由は、次のとおりです。
	(1) 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の現在は、給食時間の座席配置について、前向き個食にすることを求めていない。

	(2) 愛知県教育委員会「学校における「新型コロナウイルス感染症」に関する対応について」も文部科学省同様に、給食時間の座席配置を前向き個食にすることを求めていない。
	(3) 請願者が確認したうち、あま市の小学校では、篠田小学校、甚目寺小学校、甚目寺西小学校、七宝小学校は前向き個食を継続している。他の小学校もほとんどが同様であると考えられる。(美和小学校は令和5年7月より、コロナ前の座席配置に戻している。)
	(4) 請願者からの給食時間の座席配置に関する疑問、「なぜコロナ対策で実施されていた座席配置を継続しているのか。」や「多くの家庭が、家での食事や外食時では向かい合って食事を摂っているのに、小学校の給食時間のみ前向きにすることに意味はあるのか。」に対し、
	(3) で上げた小学校の教頭や教員は明確に答えられない。当然、児童から同様の質問があったときも、明確に答えられないと考えられる。
	(5) 上記(4)の質問に答えられないなら、給食時間に前向き個食をする合理性はない。
	(6) 現在、あま市教育委員会は、給食時間の座席配置については、学校長の裁量に任せているが、学校長に判断を任せるのではなく、市内一律で、子どもたちに楽しい給食時間を探して頂きたく、請願する。
	なお、事前に請願者に対して、意見陳述の希望について聴取したところ、希望しないとの回答を得ています。また、本日この場に傍聴又は意見陳述のために来庁していないことを申し添えます。
	本請願は、給食時間の座席配置については、学校長の判断ではなく、市内一律の対応を求める請願となっています。
	ご審議をお願いします。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	理由(1)の文部科学省や愛知県の通知は周知されていますか。

学校教育課長	令和5年4月28日付けの文部科学省通知にて「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改訂版が提示され、また、同年5月1日付けで愛知県教育委員会からもガイドラインの改訂版が示されましたので、すみやかに市内全小中学校に配布のうえ、栄養教諭からも周知しております。
委 員	報道等をみると、インフルエンザの流行による学級閉鎖とともに、コロナも第九派の流行ではないか、とのことです。市内の小中学校でもコロナに罹った子がいる可能性もあると思います。
理由 (6) の「学校判断」ではなく「市内一律」の対応は可能ですか。	理由 (6) の「学校判断」ではなく「市内一律」の対応は可能ですか。
学校教育課長	先の説明のとおり、改定後のマニュアルやガイドラインに基づいた周知は、すでに市内一律に行ってます。
	しかし、このマニュアルやガイドラインに示されている「平時」と「流行期」の状況は、学校ごと、学年ごと、クラスごとに異なるため、学校現場でしか判断できないと思いますので、校長の判断に委ねることは必要であると考えます。
	従いまして、校長に判断を任せず、市教育委員会から「一律」に座席配置の指導を行うことは困難であると考えます。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	採択か不採択かの決をとります。
委 員 全 員	採択〇、不採択5
教 育 長	不採択が過半数ですので、不採択と決します。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	議案第55号「あま市小中学校あり方課題別検討委員会要綱の新設について」
教育総務課長	趣旨は、あま市小中学校あり方検討委員会において、あま市小中学校の各種課題について意見を聴取し、教育委員会は基本の方針を決定します。

	<p>教育委員会が策定した基本の方針にのっとり、小中学校の将来を見据えた学校のあり方のための具体的な方策を課題毎に決定するにあたり、外部有識者、保護者や市民等が参加する附属機関に準じる機関として「あま市小中学校あり方課題別検討委員会」を設置し、広く意見を聴取するものです。</p>
	<p>内容は、次のとおりです。</p>
	<p>(所掌事務)</p>
	<p>委員会は、原則として、一つの課題につき一つの委員会を設置するものとする。</p>
	<p>委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。</p>
	<p>(1) 具体的な方策の是非に関すること。</p>
	<p>(2) 具体的な方策についての実施方法に関すること。</p>
	<p>(3) 基本の方針に関すること</p>
	<p>(4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項</p>
	<p>(組織)</p>
	<p>委員会は、委員15人以内で組織する。</p>
	<p>個別の課題を検討するために、委員会に作業部会を設置することができる。</p>
	<p>(構成)</p>
	<p>委員は、次に掲げるもので構成する。</p>
	<p>(1) 優れた識見を有する者</p>
	<p>(2) 小中学校の校長又は教員等</p>
	<p>(3) 幼稚園、認定こども園及び保育園の代表者等</p>
	<p>(4) 高等学校の校長又は教員等</p>
	<p>(5) 小中学校の児童生徒の保護者</p>
	<p>(6) 市内に在住し、又は在勤する者</p>
	<p>(7) 市関係職員</p>
	<p>(8) 前各号に定めるもののほか、教育長が必要と認める者</p>
	<p>(会議)</p>

	委員会の会議は、教育長が必要に応じて召集し、教育長がその議長となる。
	教育長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
	(施行期日)
	公示の日から施行する。
	来週の9月28日に第6回あま市小中学校あり方検討委員会が開催される予定です。第6回会議において最終の報告書が出来上がる予定です。報告書が教育委員会に提出されてから、教育委員会は基本の方針を決定します。その策定した基本の方針に基づいて、具体的な方策を課題毎に決定するにあたり、広く意見を聴取するための要綱です。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	予定としては、第6回あま市小中学校あり方検討委員会にて報告書が作成され、提出を受けて、10月の教育委員会定例会でその報告書が報告されるとともに、基本の方針を教育委員会が決定するということですか。
教育総務課長	そのとおりです。
	9月28日の第6回委員会で報告書が形になる予定です。次回の10月定例会に報告書を報告させていただいたうえで、1回で決まりないかもしれません、基本の方針を決定していただく予定です。
委 員	継続審議もありうるということですか。短すぎますものね。
教育総務課長	必ずしも定例会1回で決めなければならないというわけではありません。何回か検討していただくこともあります。
委 員	現状では、課題はいくつに整理されていますか。
教育総務課長	6個の課題となっています。
委 員	6個の課題全てで課題別検討委員会を開くということですか。
教育総務課長	全ての課題で課題別検討委員会を開く予定はしていません。具体的

	方策を決定するにあたり、広く意見を聴取する必要があるものについて、課題別検討委員会を開催する予定をしています。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案どおり承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認とします。
教 育 長	議案第56号「あま市美和図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について」
生涯学習課長	趣旨は、美和図書館資料の館外貸出しについて、利用者の要望や近隣市町村の状況を鑑み、1人あたりの貸出点数を増やすことで、利用者の便に供するため、本規則の一部を改正するものです。
	内容は、美和図書館資料の館外貸出しについて、貸出点数を1人につき6点以内としていたところを、10点以内と改めるものです。
	施行期日は、令和5年11月1日から施行します。
	(以下概略を説明)
	利用者からの要望と、近隣市町村での状況を見て貸出点数の変更をするものです。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案どおり承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認とします。
教 育 長	議案第57号「後援申請について」審議5件
教育総務課長	①「J C デー「海部津島探求フェスタ（11月例会）」」（一般社団法人

	<p>海部津島青年会議所)</p> <p>事業目的は、未来を生き抜く力の1つが探求力であることを理解し、子供たちには自分に合った探求心の身に着け方を見つけていただき、大人には子供たちの探求をサポートすることの大切さ学んでいただくことを目的として開催することです。</p> <p>事業内容は、次のとおりとあります。</p> <p>課題解決に必要な要素</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 探求力への理解 (2) 探求力を身に着ける方法を知る (3) 探求を実践する (4) 大人世代の探求への理解 <p>課題を解決する手法</p> <p>①探求に関する体験ブース（企業）（学生）</p> <p>探求学習を既に行っている企業や団体が設置するブースは子供たちが楽しみながら学ぶことを保証するブースを出展してもらいます。また、探求学習を取り入れている高校や大学の学生にも探求ブースを出展してもらうことで、体験する側だけではなく協働者にも探求をしていただきます。</p> <p>効果は、楽しみながら「探求」を体感したり、体感する子供たちの姿を大人世代が見ることで、探求の楽しさを見出したり探求力への理解を深めていただくために体験型ブースを設置します。</p> <p>②探求個展</p> <p>子供たちが探求の成果物を個展にします。</p> <p>参加数：全国の小中学生・高校生が作成した探求成果物30個</p> <p>効果は、海部津島地域の市民に、探求の成果物を見ていただくことで、探求に関する理解を深めていただきます。</p> <p>③探求力向上委員会の発表（ディスカッション形式）</p> <p>壇上にて、探求の専門家とゲストとのディスカッションをしながら最適な探求方法の発表を行います。ファシリテーターはミウラトモユ</p>
--	---

	<p>キ。内容は、6月事業や10月からの探求を振り返り、ゲスト自身の探求体験談、これから時代に求められる力とは何かをお聞きし、最後に最適な探求方法は何かを提示します。</p> <p>効果は、発表を聞いていただいた方に探求の理解を深めていただきます。</p>
	<p>④ワークショップ（海部津島探求ロード実践編）</p> <p>対象：小学生・中学生、保護者の方にも参加していただきます。「心躍るまち」「食を守る」「空飛ぶ車のある世界」という大きなテーマの中から1つ選択し、探求していただきます。</p> <p>効果は、子供たちに探求学習の流れを実感していただきます。大人には審査委員のフィードバックを聞くことで、子供たちの考えを優先するようになっていただきます。</p>
	<p>屋外 キッチンカー</p> <p>後援名義の必要な理由及び使用目的は、後援を得ることによって、多くの人々に事業の趣旨を理解して頂き、参加していただくことが期待できるとなっています。</p>
	<p>開催期間は、令和5年11月3日（1日間）</p> <p>開催場所は、津島市文化会館です。</p>
	<p>参加者は、西尾張地域の小学生・中学生男女と保護者の100名の予定とのことです。</p>
	<p>参加料は、無料とのことです。</p>
	<p>令和5年4月に一般社団法人海部津島青年会議所としては後援名義の許可実績はありますが、その際の事業とは異なる事業ですので、今回は新規事業として取り扱うものです。</p>
	<p>近隣自治体の状況について、津島市、愛西市、弥富市、大治町、蟹江町、飛島村の市及び教育委員会に同様の申請を行い、全てで許可又は許可予定とのことです。</p>
	<p>（以下概略を説明）</p>
教 育 長	<p>（質疑等を許可）</p>

委員全員	(質疑なし)
生涯学習課長	<p>②「Amabile per sempre～ウインターコンサート～」(あま市de学生まちづくり)</p> <p>事業目的は、あま市やその周辺地域出身の音楽活動団体や未来の音楽家たちの演奏活動の場、実践的な学びの場をつくるためとのことです。</p> <p>事業内容は、クラシック音楽、合唱をはじめとした音楽コンサート。出演者はあま市、あま市近郊の学生がメインとのことです。</p> <p>後援名義の必要な理由及び使用目的は、あま市民の文化活動促進及びあま市の若者が企画運営するイベントを通じて地域の活性化を図るためとのことです。</p> <p>共催は、あま市美和文化会館です。</p> <p>開催期間は、令和5年12月16日（1日間）</p> <p>開催場所は、あま市美和文化会館です。</p> <p>参加者は、あま市内及びあま市近郊の一般、学生で予定来場者は、360人（大人160名、子ども200名）出演団体8団体の予定とのことです。</p> <p>参加料は、来場者は中学生以下無料、高校生以上・一般は500円（当日券も同額）。出演者枠1枠5,000円（500円チケット10枚と交換するチケットバック制）とのことです。</p> <p>今回、同様の申請をあま市にも行っており、許可見込みとのことです。</p> <p>本団体は、あまっこ自習室という事業で後援許可を出していますが、事業内容が異なりますので、今回は新規扱いでご審議いただくものです。</p> <p>なお、代表者並びに企画運営は、あま発未来創造塾の卒業生です。</p> <p>（以下概略を説明）</p>
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	来場予定者として、子ども200名を予定しているとのことです

	が、小中学生だけでも入っていいんでしょうか。
生涯学習課長	確認が必要ですが、土曜日の日中なので、ダメではないと想像するところです。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
ス ポ ーツ 課 長	③「第14回愛知県スポーツ少年団ソフトボール交流大会」(愛知県スポーツ少年団) 事業目的は、愛知県全域の青少年健全育成の一環として大会を通じてスポーツを愛し楽しみながら相互の調和と親睦をはかり、かつ普及を図ることです。 事業内容は、愛知県内のソフトボールスポーツ少年団による交流大会です。 後援名義の必要な理由及び使用目的は、ソフトボールを通じ、団員相互の交流を深め、仲間意識と連携を高めることにより、地域における活動の活性化を図ることを目的とするためとのことです。 開催期間は、令和5年10月28日（1日間） 予備日は、令和5年11月11日（土） 開催場所は、七宝鷹居グランド（男子）、美和グランド（女子）。 参加者は、愛知県内のスポーツ少年団員の約300人予定とのことです。 参加料は、1チームあたり3,000円とのことです。 本事業は、愛知県内の自治体持ち回りで開催されています。 (以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
ス ポ ーツ 課 長	④「第7回あま市民柔道大会（兼市長杯）」(あま市柔道会) 事業目的は、地域におけるスポーツ活動の活性化を図るためとのことです。 事業内容は、柔道競技です。

	<p>後援名義の必要な理由及び使用目的は、公益性の高い事業として多くの市民に周知を行い、柔道を通じて技術向上や心技体の育成、親睦及び交流を図ることを目的とするためとのことです。</p> <p>開催期間は、令和5年10月1日（1日間）</p> <p>開催場所は、美和中学校 誠友館 柔道場です。</p> <p>参加者は、市内の一般学生約50人予定とのことです。</p> <p>参加料は、無です。</p> <p>本事業は、令和元年度にあま市教育委員会の許可が出ておりますが、新型コロナウイルス感染症対策により、3年間開催されていませんでしたので、今回は新規扱いでご審議いただくものです。</p> <p>（以下概略を説明）</p>
教 育 長	（質疑等を許可）
委 員 全 員	（質疑なし）
ス ポ ーツ 課 長	<p>⑤「あまランログ2023」（AMAディープロゲ実行委員会）</p> <p>事業目的は、あま市でロゲイニングをアレンジした街型スポーツ「あまランログ」を開催し、地域の活性化と市民の健康促進を目的とすることです。</p> <p>事業内容は、制限時間内にできるだけ多くのチェックポイント（C P）を徒步又はランで回り、C Pにつけられている点数を集めて高得点を競うことです。</p>
	<p>後援名義の必要な理由及び使用目的は、あま市での開催に際して、安心して参加していただくため、ホームページ及び宣伝チラシに記載するためとのことです。</p> <p>開催期間は、令和5年11月19日（1日間）（中学生の部）</p> <p>令和5年12月10日（1日間）（シニアの部）</p> <p>開催場所は、甚目寺地区、七宝地区、美和地区です。</p> <p>参加者は、あま市内の一般、学生、その他の400人予定とのことです。</p> <p>参加料は、中学生500円、シニア（65歳以上）2,800円と</p>

	のことです。
	なお、前回定例会にてご審議いただきました同種事業においてご質問いただきました参加者の安全確保についてですが、スタッフの配置や歩道橋をチェックポイントとして交通安全を図ったり、交通ルールを守らない参加者の減点を行うなどの安全対策をとっているとのことです。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	前回、後援許可が出たロゲイニングのイベントは、いつでしたか。
ス ポ ーツ 課 長	11月5日予定です。
委 員	かなり開催日が近いですが、そんなに子どもが出てくるのかな。
	心配です。11月ということで大丈夫なのだろうか。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	①J C デー「海部津島探求フェスタ（11月例会）」認定
	②A m a b i l e p e r s e m p r e ~ウインターコンサート～ 認定
	③第14回愛知県スポーツ少年団ソフトボール交流大会 認定
	④第7回あま市民柔道大会（兼市長杯） 認定
	⑤あまランログ2023 認定
	以上としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	①②③④⑤を認定とする。
教 育 長	日程5、その他報告事項 5件公開 6件非公開
学校教育課長	(1)「私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するためあま市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書について」

	<p>私学をよくする愛知父母懇談会及び愛知私学助成をすすめる会から、私立高校生の父母負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するためにあま市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書が提出されました。</p> <p>陳情事項としては、「教育の機会均等」の理念にもとづき、国・県の制度と併せて学費負担の公私格差を是正するために、私立高校生に対する授業料助成制度を拡充してください、というものです。</p> <p>陳情の趣旨としては、国は「年収 590万未満世帯の授業料実質無償化」を実施し、愛知県では、国による就学支援金の増額分を全額活用して、年収 720万円まで授業料と入学金を無償化し、私学で学ぶ生徒の約半数の世帯まで無償化されました。</p> <p>しかし、公立高校は年収 910万円未満まで無償化されていますが、私学は720万円～840万円未満の世帯（県「乙」ランク）でも初年度納付金で約35万円、年収910万円未満の世帯（県「その他」ランク）では約54万円という大きな学費負担が残されています。夫婦合算で年収1000万円前後までの世帯であれば、子どもが二人以上いれば、学費の心配をせずに自由に私学を選べる状況ではありません。また、無償化された年収720万円未満世帯でも、「施設設備費等」は無償化の対象にならず、年間約3万円の負担が残っています。</p> <p>すべての子どもが、親の所得にかかわらず、等しく教育を受ける権利を保障し、国・県の制度と併せて学費負担の公私格差を是正するために、あま市独自の授業料助成制度を拡充していただきますようお願いする、というものです。</p> <p>本陳情書は、毎年要望書という形で提出されているものです。今回は、陳情書という形ですが、陳情者に確認したところ、採択又は不採択の決定は求めず、例年と同じであると回答を得ています。</p> <p>(以下概略を説明)</p> <p>(質疑等を許可)</p> <p>(質疑なし)</p>
教 育 長	
委 員 全 員	

教 育 長	(2) 「あま市小中学校児童生徒用モバイルルータ等貸出要綱の新設について(報告)」
教育総務課長	<p>市長部局の要綱新設についての報告です。</p> <p>新設の趣旨は、G I G Aスクール構想に対応するため購入したモバイルルータを児童生徒が家庭で利用するために貸出すにあたり、必要な事項を定めるものです。</p> <p>新設内容は、次のとおりです。</p> <p>貸出物品：モバイルルータ1台、充電器1台、取扱説明書1部</p> <p>1世帯につき1台とする。ただし、やむを得ないと認める場合は複数可。</p> <p>費用負担：無償で貸し出すものとし、通信費はあま市の負担とする。ただし、学校以外の場所における充電に要する経費は、借受者の負担とする。</p> <p>貸出期間：当該年度末までとする。ただし、継続の届出により延長できる。</p> <p>対象者：①家庭に無線によるインターネット接続環境がない者 ②家庭に無線によるインターネット接続環境がある者のうち、児童生徒が家庭学習に使用できる十分な通信環境のないもの ③市長が必要と認める者</p> <p>遵守事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①善良な管理者の注意をもって常に良好な状態を保つ ②指定以外のSIMカードを使用しない ③指定以外の情報端末を接続しない ④使用者の学習目的以外に使用しない ⑤処分し、転貸し、又は譲渡しない ⑥装飾等を行い、貸与時の状態に戻すことができないようにしない ⑦第三者に対して危害を加えない ⑧その他目的に反した使用をしない

	<p>⑨管理に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従う</p> <p>⑩借受者はモバイルルータ使用上の事故について、一切の責任を負う</p>
	<p>返却：</p> <p>①貸出期間が終了したとき</p> <p>②児童及び生徒の全てがあま市立小中学校に属さなくなったとき</p> <p>③貸出し決定を取り消されたとき</p>
	<p>届け出：</p> <p>紛失し、盗難され、故障し、又は毀損したときは報告しなければならない</p>
	<p>損害賠償：</p> <p>借受者又は使用者の故意または重大な過失によるものとあま市長が認めるときは、借受者は修繕等の原状復帰に係る経費のうち全部又は一部を負担</p>
	<p>モバイルルータ等の使用により、借受者又は使用者が被った被害及び借受者及び使用者が第三者に与えた損害に関しては、借受者が全ての責任を負う</p>
	<p>施行期日は、公示の日から施行します。</p>
	<p>現在、あま市の小中学校では、i P a d の持ち帰りについてはオフラインで持ち帰るか、学校の許可を得て自宅のパソコン等からオンラインサービスを利用するか、特に許可を得た者が自宅のW i -F iに接続して利用するかのいずれかですが、それに加えてモバイルルータによる持ち帰りが可能となるものです。</p>
	<p>(以下概略を説明)</p>
教 育 長	<p>(質疑等を許可)</p>
委 員	<p>タブレットを自宅に持ち帰って、どうやって使うかは、教育委員会から、はっきりと示しているのですか。</p>
学校教育課主幹	<p>現在は、i P a d を持ち帰る場合は、主としてはオフラインによることとしています。インターネット接続は、条件ごとに可としていま</p>

	すが、状況としては限定的なものであると考えます。
	モバイルルータの貸出しをする用途の主としては、学校が i P a d を持ち帰る学習をさせたいと考え、その学習がオフラインでなくインターネット接続を必要とするもので、自宅に Wi -F i によるインターネット接続環境がないか、十分でない児童生徒がいた場合に貸出すものです。
	また、不登校などの子について、特に許可をして自宅のWi -F i に接続して、保護者の監督のもとインターネット接続をして利用することを許可しています。
	今回のモバイルルータについては、その方法を取りたいけれども自宅にWi -F i の設備がない児童生徒が利用することができるようになると考えています。
委 員	不登校の児童生徒が主な利用者であると考えているわけですか。
学校教育課主幹	今は、そうなるだろうと考えているものです。
	ゆくゆくは、全ての児童生徒が持ち帰った i P a d を自宅のWi -F i に接続してインターネット利用ができるようにする予定です。
委 員	であるならば、対象者はどのように選別する予定なのですか。
学校教育課主幹	保護者から申請があった者について、審査の上貸出す予定です。
教育総務課長	貸出し制度そのものについては、対象者を制限しているものではありませんが、現状では 30 台分しか貸し出せるモバイルルータがないですので、結果的に対象者がしばられてくるということです。
	令和 6 年度に通信回線を増やす予算要望をしているところです。
委 員	オンラインで授業を見ているから、学校には行かなくてよいというようなことには、ならないだろうか。
学校教育課主幹	オンラインで授業に参加した際の成績をどうするのか、という問題は今後の課題として残っています。現状では、オンラインで授業を見たからと言って成績がつくわけではなく、学校に来ないと成績がつかないので、そういう意味では学校に来ないといけないということになっています。

委 員	他の保護者から、不公平であると不満がでないだろうか。周知を限定するのだろうか。
教育総務課長	学校内の周知方法は、指定していません。 貸出しそのものの制限はつけていませんので、他の者を排除するわけではないですが、台数の限りしか貸すことができませんので、結果として現状では、申請いただいても許可できる方に限りがあるということになっています。
委 員	今後、台数を増やして貸し出せる対象を広げていきたいと思いますが、現状では貸出しする仕組みが整えられたというところです。
学校教育課主幹	不登校の児童生徒が数百人いるなかで、この台数ですか。
委 員	自宅にWi-Fi環境のない方又は十分でない方が対象となっています。
学校教育課主幹	学校は、既にオンライン授業を行う準備ができているということですか。
委 員	まだ、他校ではオンライン授業を行う機器環境がないのですか。
学校教育課主幹	やろうと思えば、どの学校でもやれる機器環境はあります。 しかし、機器的にできるとしても、具体的にオンラインで授業を映して、どのような授業を行うのかという部分では、先生方にノウハウが蓄積しているわけではありません。この度、モデルとして伊福小学校で行ってみて、他校の先生方に見ていただき、実施方法について知っていただくという段階です。
委 員	せっかくやるのだから、不満がでないように適切な実施をお願いします。
委 員	指定する端末以外の機器を接続しないとありますが、繋げたら分かるのですか。
教育総務課長	ひょっとしたら、調べたら分かる方法もあるのかもしれません、特に監視等をする予定はありません。しかし、データ通信量に限りが

	あるので、他の機器を接続してデータ通信量を消費してしまうと、その月は、その後ほとんど使えなくなってしまいます。
委 員 教育総務課長	どの程度ですか。 ひと月に1ギガまでのプランです。越えると、極端に通信が遅くなります。
委 員	オンライン授業を行うので、不登校をしてもよいなどと、誤ったメッセージを与えないような運用が望されます。
委 員	全生徒が持ち帰るなかでの、今回の制度であれば問題ないと思うが、限られたなかでの貸出制度なので、心配しているところです。
学校教育課主幹	ほとんどの過程は、自宅にWi-Fiによるインターネット接続環境があると考えています。モバイルルータ貸出しをする世帯は児童生徒全体からすると一部ではないかと予測しています。
	また、現状、特別な理由で家庭のWi-Fiに接続して利用しているケースは、市内で4件あります。その全てで自宅にWi-Fi環境があるので、モバイルルータの貸出しを要していません。現状の使用用途でのモバイルルータの貸出しを要するケースは、限定的であると考えています。
委 員	そもそも、iPadを持ち帰ってインターネットに接続して、何の勉強をするのか。
学校教育課主幹	現状でいうと、ケースにより異なります。
	ある子は、学校の教室での授業の様子を見せることが主な目的としています。また、ある子は課題を先生から児童生徒へ送るのに端末を利用しています。
委 員	授業の様子を映して送るのに、新たな機器等が必要でお金がかかるものか。
学校教育課主幹	新たな機器も必要ありませんし、お金も不要です。現状で可能です。
委 員	いつでも映せるのか。どこにカメラがあるのか。
学校教育課主幹	iPadを教卓において、iPadのカメラで配信可能です。
委 員	部屋全体を映すのではなくて、ごく近距離で映すのか。

教 育 長	以前校長をしていた学校でも、映していたことがあります。先生方が操作を覚えるまでは大変ですが、操作を覚えれば問題ないと考えます。
委 員	本来は、全児童生徒が i Pad を持ち帰って、予習復習を行うことができるものが理想なのではないか。そのうえで、学校に来ることができない児童生徒のためにオンライン授業も行うというものではないか。
学校教育課主幹	本来の目標とするものは、そのとおりです。 現状では、各家庭のインターネット通信に有害情報をフィルタリングさせるためのクラウドフィルタリングの仕組みを用意しておらず、学校からのインターネット通信とモバイルルータによるインターネット通信にのみフィルタリングが適用されているため、オフラインによる i Pad のドリル教材持ち帰り及び学校に戻ってから結果反映をさせたり、自宅のパソコンからインターネット通信によりオンラインサービスによるドリル他各種アプリの利用であったり、という方法の提示を行っているところです。
教 育 長	そのうえで、インターネット接続機器がないか、十分でない場合に今回のモバイルルータを貸し出して、利用することができるというものです。
委 員	不登校対策の一環として、オンライン授業も積極的に行っていきましょうと、学校にも話していますので、その一環として、今回モバイルルータの貸出しを始めたというものです。
学校教育課主幹	オンライン授業とは、教室を映しているというものですか。
委 員	教室というよりは、先生を映すというものです。
委 員	先生がパソコンに向かって授業をするというものではなく、通常の授業をしている先生を i Pad で映しているという形ですか。
学校教育課主幹	先生の顔と問題等の資料のみか。
教 育 総 務 課 長	i Pad の向きを変えて、黒板やその他も映します。
	i Pad のカメラの性能では、教室全体を映すと黒板の文字が見え

	ないのと、マイクの性能として、教室の皆の声をひろって、あたかも教室にいるかのような状況はつくれません。
	そうすると、教卓に i Pad を置いて、先生や黒板等の近くを映し、i Pad 近くの声を拾う形になります。
委 員	オンライン授業を配信する先生側も技術やテクニックが必要であると思われます。ただ単に授業の様子がカメラに映されているだけでは、効果が薄いのではないですか。
学校教育課主幹	先に大府市に視察に行かせていただいた学校では、先生はごく自然にオンライン授業を行っていました。
	授業の中で、i Pad の先の生徒にも先生は教室内の生徒に話しかけるように自然に話しかけていました。
	現状では、あま市の先生にはそこまでは求めていません。あま市では先生が教卓に i Pad を置いて、授業の様子を配信するという段階です。慣れてくると、そのようにできるのだなと感じました。
	大府の学校では、i Pad の先の生徒にも先生は話しかけ、教室の中の生徒にも話しかけ、先生が生徒に問い合わせを投げかけた時に i Pad の先の生徒が手を挙げたので、先生は i Pad の先の生徒を指名し、その生徒は i Pad 越しに発表をしていました。
	先生に慣れが必要なので、なかなかそこまではいかないですが、そのようなことも可能なのだとと思いました。
委 員	教室の授業の中では、先生から児童生徒にロイロノートなどを使って提出を促したりする場面があると思うのですが、それはインターネット越しでも可能なのですか。
学校教育課主幹	可能です。
	オンライン授業は、配信する先生方も習熟が必要ですが、受ける側の児童生徒にも慣れが必要であると考えます。今の状態では、仮にオンライン授業をしたとしても、児童生徒の方が緊張してしまうと考えられます。その場合の対処としては、児童生徒側のカメラをオフにして顔が映らないようにするなどの配慮が必要であると考えます。

	視察した大府市では、顔も映して音も出して、授業に参加する一人として、ただタブレット越しに参加していて、体は家にあるという状態でした。
教 育 長	そこまで双方向にできれば、校長が認めれば出席と認めうるを考えます。
委 員	授業をそのように参加したとして、テストも受けられるのですか。
教 育 長	現状で考えられるのは、テスト期間中は多くは、午前中で他の生徒は帰るので、他の生徒が帰宅した後に学校に来てもらって一人でテストを受けるなどのケースが考えられます。
	家でテストを受けるケースも考えられますが、仮に家でテストを受けた場合は、他の生徒と条件が異なりますので、参考点扱いとなってしまいます。
委 員	教科書や参考書などを見ながら解いていても分からぬいためか。
教 育 長	そのとおりです。同じ条件ではないためです。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(3) 「あま市立小中学校修学旅行事業等補助金交付要綱の一部改正について(報告)」
学校 教育 課 長	市長部局の要綱の一部改正についての報告です。
	一部改正の趣旨は、小中学校修学旅行事業及び小中学校校外活動事業において、予期せぬ災害等に伴う旅程の変更により新たに発生した経費を補助対象とすることで、保護者の負担軽減を図ることができるようするためのものです。
	一部改正の内容は、あま市小中学校修学旅行事業等補助金に係る小中学校修学旅行事業及び小中学校校外活動事業における補助金上限額の計算において、災害等に伴い旅程に変更が生じたことにより新たに発生した経費のうち市長が認める補助対象経費を加算できるようにするものです。
	施行期日は、公示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

	本改正の経緯としては、今年度の修学旅行において、台風接近による大雨で新幹線が運休し、延泊する必要がある学校がありました。
	延泊に係る経費について、改正前の要綱では補助金を充てることができませんでしたので、改正したものです。また、今後も気象状況等により同様の事案が発生しうると考えています。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(4)「令和6年度あま市美和図書館館内整理日の承認について（報告）」
生涯学習課長	利用者の利便を図るため、あま市美和図書館館内整理日を次のとおり教育長専決として承認しました。
	規則第4条第2項但し書きに規定する館内整理日
	・令和6年8月は、8月26日（月）とする。
	・令和6年12月は、12月16日（月）とする。
	・令和7年2月は、規則第4条第3項に定める特別整理期間内に実施する。
	規則第4条第3項の特別整理期間
	・令和7年2月13日（木）から同19日（水）までの、通常の月曜休館（17日）を除いた、6日間とする。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(5)「あま市七宝公民館及び甚目寺公民館の閉館時間の変更について（報告）」
生涯学習課長	第14回あま市文化祭開催に伴い、あま市公民館条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり閉館時間の変更を承認しました。
	令和5年11月4日（土）、5日（日）文化祭作品・生花展示日
	閉館時間 変更前午後9時 変更後午後5時

	<p>変更理由　あま市文化祭の作品・生花を管内各所及び通路で展示しており、出品作品保護のため、また6日（月）の休館日を展示設備撤去日としており、管内各所等の原状復帰ができないため、文化祭両日の夜間を臨時休館とするものです。</p> <p>(以下概略を説明)</p>
教　育　長	<p>(質疑等を許可)</p>
委　員　全　員	<p>(質疑なし)</p>
教　育　長	<p>他はよろしいか。では公開部分を終了する。</p>
	<p>議案第58号、第59号、第60号、第61号及び第62号並びにその他非公開案件に関しては秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とする。</p>
	<p>(傍聴人0人)</p>
	<p>【次回予定】</p>
	<ul style="list-style-type: none">・令和5年10月17日（水）午後2時00分 定例会 (あま市役所 2階 E会議室)
	<p>【閉会時刻：午後3時3分】</p>

この教育委員会定例会会議録の大要は、事実と相違ないことを証するために
ここに署名する

令和5年10月17日

教育長 伊藤克仁

教育長 溝口正己
職務代理者

委員 小笠原英司

委員 那野奈津子

委員 吉川孝子

委員 近藤真司

事務局 鎌倉卓志